

KNC NETWORK NEWS

2017年9月2日 発行

経営一言: 観光に加え、世界的なものがあるところ、若い人や優秀な人が集まる。

(日本電産会長兼社長 永守 重信氏)

一 所長コメント: 魅力あるもの、関心のあるもの、目新しいものに人は集まる。人の集まる処情報が集まる。情報がある処人が集まる。人が集まる処情報が集まる。一



(有)北野財経システム

税理士法人 Y. K. C.

大阪市淀川区西中島 7-1-26

オリエンタル新大阪ビル 707号

TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851

<http://kncc.co.jp>

気になる記事: 対北朝鮮、安保理に日米、石油禁輸提起へ

日米両政府は北朝鮮が29日に北海道上空を弾道ミサイルを発射したことを受け、国連安全保障理事会で石油禁輸措置を提起する方針だ。北朝鮮の核・ミサイル開発の資源を根本から断つ狙いがある。北朝鮮の核の実践配備は現実味を増し、挑発行為の危険度も一段と高まった。

地代を3年分受け取った場合 《税務》

不動産所得は原則として支払いを受けた年の収入金額とします。翌年以降の地代を一括して受け取った時もその全額を今年分の収入として申告しなければいけません。その際は、受取地代にかかる固定資産税などの必要経費についても、今年分だけではなく、翌年以降分の概算額をあわせて申告します。概算額と実際の金額に差が消費した時は、ズレのあることが分かった年の分の必要経費として申告します。

支払われた年の収入金額とするのが原則ですが、取引についての帳簿書類を保存し、それに基づいて所得額を計算しているなどの要件をクリアすれば、受取地代の期間に対応する各年度分の収入として申告が出来ます。

商売繁盛とトイレ 《経営》

ある寿司屋の改装に関連した話です。改装後、宴会客や女性グループ客等が大幅に増加して、店主が驚くほど売上が伸びました。

現在、商店街活動の一つとして、商店のトイレ(時に家族用を含めて)をお客に開放するところが一部あります。従来から、飲食店・ガソリンスタンド・大型店等はお客用のトイレを備えていたましたが、一般商店では大抵ありませんでした。コンビニが今日のように普及した要因の一つは、気軽にトイレが利用出来る事もあるようです。特に、車客にとっては駐車場もあって大きな利便性があります。また、近年は多くのホテル・駅・公的施設・飲食店等のトイレが高級化されて快適な設備になっています。利用者の期待も高まり、公衆トイレ等の良悪がその街の文化レベル評価にも影響して、特に観光客のアンケート等では重要な評価基準であるようです。

今後は、店舗等においてトイレが使えるか否かだけではありません。高齢者・障害者・女性客等が使い易い設備(バリアフリー化)や衛生面・安全面の快適性等が、商売繁盛の成否に大きな影響を与えるでしょう。

生保解約で運転資金の計上時期の注意点 《税務》

社員の退職金の原資にする目的で生命保険に加入しても、資金繰りの問題から解約して運転資金に回すケースは少なくありません。その際、全契約を一度に解約すれば税務上あまり問題になりませんが、保険金を減額して現金を捻出する場合はミスが起きやすいので注意が必要です。

保険金額の減額は、「保険契約の一部解約」と考えられているため、減額した部分にかかる保険料積立金は返戻金として戻ってきます。このとき、保険料積立金の取り崩し分と返戻金との差額は、雑損失として計上することになります。保険料積立金の取り崩し額は「保険料積立金×減額部分保険金額÷減額前保険金額」で計算します。

たとえば、社長を被保険者、死亡保険金・満期保険金の受取人を会社とする養老保険で、当初の保険金4千万円を3千万円に減額したとします。減額時の保険料積立金を1千万円、減額にともなう返戻金を200万円とした場合、取り崩し額は250万円(1千万円×1割万円÷4千万円)となります。したがって、この会社における保険金減額にともなう処理は、保険料積立金250万円と取り崩すと同時に、減額による返戻金200万円との差額50万円を雑損失として計上することになります。

資金繰りの関係で、「少しでも現金がほしい」という会社の間で、生命保険に着目したこうした手法への関心が高まっていますが、経理処理がいい加減になっているケースも少なくありません。

相続財産の公益団体への寄付 《相続》

相続または遺贈で取得した財産のうち、国や地方公共団体、または日本赤十字社などの公益事業団体に寄付した財産には相続税が課税されません。ただし、相続税の申告期限までに寄付し、申告時には寄付の事実を証明する文書を申告書に添付する必要があります。

国と地方公共団体以外に相続財産の譲り渡しが非課税になる寄付先は、「教育や科学の振興に貢献することが著しいと認められる公益団体」であり、通常の寄付金控除の対象になる政党や政治資金団体への寄付は対象外です。具体的に対象になるのは、日本赤十字社、公益財団法人セーブ・ザ・チルドレン、認定NPO法人ワールド・ビジョン・ジャパン、財団法人日本ユニセフ協会などの団体です。相続税の申告時にこれらの団体が発行する「相続財産の寄付に関する証明書」を申告書に添付することで、寄付した財産は非課税になります。

KNC NETWORK NEWSへのご意見・ご質問・ご感想は

06-6304-7857 または kaikei@kncc.co.jp

までお寄せください。